

人権啓発 コーナー



人権研修のお問い合わせ
 閩人権課 ☎295080

障害者の人権（障害者差別解消法）について

現在もなお社会には、障害のある人に対する差別があります。障害による不利益に対して「自己責任」だと片付けられてしまうことがあります。しかし障害があることは、その人の責任なのでしょうか。いいえ、利用しにくい制度や障害のある人の存在を意識していない慣習など、社会に問題があります。

障害者差別解消法では「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する」とあります。障害がある人に対する差別を解消するには、差別的な取り

扱いをなくすことと、障害のない人と同等の機会を得るために必要とされる工夫や設備の整備、つまり「合理的配慮」の提供が必要です。障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会を目指すために、まず障害を正しく理解することが大切です。駅や交通機関などで障害のある人が不便に感じることが多くあります。困っている人を見掛けたら、一声掛け「何か自分ができることはないか」と尋ねてみましょう。

障害を理由とする差別で困ったときは連絡してください。内容に応じた相談窓口を紹介します。
 閩障害者支援課 ☎292522

地域の子どもは地域で育てる～協育ネットの輪～

地域協育ネットの仕組みや取り組み事例の紹介

放映：8月27日(月)
 ～9月2日(日)



広報番組

CATV「アイ・キャン」11ch

岩国市政番組

かけはし

Kake-hashī

認知症を理解しよう (part1)

家族の認知症に早く気付いて対応するための症状や相談先などを紹介

放映：9月10日(月)
 ～16日(日)



※放送時間は、EPG(リモコンの番組表ボタンで操作)で確認してください。

※番組編成の都合により、急きょ放送日時や内容が変更になる場合があります。